

令和 年度 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

特別徴収義務者指定番号

勝 浦 町 長 様 令和 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	この届出書に 応答する者の係及び氏名並びに電話番号	係	
		名 称			氏名	
					電話	
		代表者の職氏名印		給与支払の方法及びその期 日	日 給 月 給	日 払

勝浦町税賦課徴収条例第46条の2の規定による特別徴収税額の特例について町税賦課徴収条例第46条の3により承認を申請します。

一 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- 1 この特例の適用を受けることができる徴収義務者は、以前から給与所得の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である徴収義務者です。
- 〈注〉「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないことであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- 2 1に該当する徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、町長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- 3 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与所得及び退職所得から特別徴収した町県民税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納付することになります。

6月から11月までの支給分 12月10日まで
12月から翌年の5月までの支給分 翌年6月10日まで
- 4 納期の特例について承認を受けていた者は、以前から給与所得の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。
- ◎ 滞納や著しい納付遅延があるような者については、その特例の承認を受けられないことがあります。
- 〈注意〉 また、この承認を受けても、遅納したり、納付を遅延したりすると、この特例の承認を取り消されることがありますから、特に御注意願います。